

父子・母子家庭等福祉金を

ご存知ですか？

市では、事故・疾病などにより両親を失った、または母子・父子世帯となった家庭の児童を監護・養育する方に対し、児童1人につき月額1500円の父子及び母子家庭等福祉金を支給します。この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

■福祉金の対象になる児童とは

1. 市内在住の中学生以下の児童で、次のような方です。
 2. 両親またはその一方が死亡した児童
 3. 両親が婚姻を解消した児童
 4. 両親またはその一方が重度障がいのある児童
 5. 両親またはその一方の生死が明らかでない児童
- そのほか前各号に準ずる状態にあり、現に両親またはその一方から監護を受けることができない児童で、市長が認める者

■福祉金を

受けるための手続き

「つくばみらい市父子母子家

庭等福祉金申請書」を、こども福祉課（伊奈庁舎1階）に提出していただく必要があります。手続きに必要なものは、受給者名義の金融機関口座です。（福祉金を振り込む口座を指定していただきます）

安全な建築物の

最後の仕上げ「完了検査」

建築物を建築される方へ重要なお知らせ

建築確認を受けた建築物が完成した際には、完了検査を受けることとなります。

この検査は、建築物の強度や避難などの基本的な性能について、建築基準法による関係規定への適合を法定機関が現地において確認するものです。

検査を受けるためには、工事完了時に『完了検査申請書』を



■福祉金の支払い

福祉金は、年1回3月に、その年度分の手当をお支払いします。支払者には、3月中旬までに通知書を送付しますので、必ず内容を確認してください。

問 伊奈庁舎こども福祉課 ☎ 58・2111（内線1164）

茨城県県南県民センターまたは指定確認検査機関へ提出してください。

また、検査後に交付される『検査済証』は、建築物の安全性などが確認された適合建築物の証であり、建築物の売買や融資を受ける際に提示を求められることもありますので、大切に保管してください。

なお、ご不明な点については、茨城県県南県民センター建築指導課までお問い合わせください。

問 茨城県県南県民センター建築指導課 ☎ 029・822・8519

「所有している農地を貸したい」と

考えている方へ

平成21年12月に農業経営基盤強化促進法が改正され、農地を効率的に利用し、面的な集積を促進するため、「農地利用集積円滑化事業」が創設されました。市では、農地利用集積円滑化事業のうち、次の事業を実施しています。

農地所有者代理事業

農地の所有者の方が、農地利用集積円滑化団体に対し、農地の貸し付けに係る委任をし、農地利用集積円滑化団体が農地所有者の代理となり、農地の貸し付けを行う事業です。農地所有者にとつては、みずから貸付先を探す必要がなく、安心して農地を任せることができます。ただし、農地の所有者は、農地の受け手である耕作者を指定することができません。

貸したい



- ・勤めが忙しくて農作業ができない。
- ・後継者がいないので農業をやめたいが農地は売りたいくない。

委任

農地利用集積円滑化団体



- ・つくばみらい市担い手育成総合支援協議会（産業経済課内）
- ・茨城みなみ農業協同組合

協議・調整

借りたい



- ・農地を集約して機械を有効に利用したい。
- ・規模拡大して安定した経営をしたい。

問 つくばみらい市担い手育成総合支援協議会（谷和原庁舎産業経済課内） ☎ 58・2111（内線8156）

農地を貸したいと考えている方は、ぜひご相談ください。